○農林水産省告示第四百九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十二条第二項、第百二十四条の二第二項及び第百二十四条の二第四項（これらの規定を同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第百四十条第二項、第百四十一条第一号、第百四十七条の五第二項及び第百四十七条の六並びに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十一条第二項第二号（同規則第八十一条（同規則第八十四条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、養殖共済に関する事項を定める告示を次のように定める。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

養殖共済に関する事項を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）、漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号。以下「令」という。）及び漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「通常塡補方式」とは、法第百二十四条第一項又は第二項（これらの規定を法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により共済金を支払う塡補方式をいう。

二　「全病害不塡補方式」とは、法第百十五条第三項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）及び法第百十八条の二（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により令第十九条各号に掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を共済事故としない塡補方式をいう。

三　「特定病害不塡補方式」とは、法第百十八条の二の規定により規則第五十八条（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる疾病による死亡を共済事故としない塡補方式をいう。

四　「病害低塡補方式」とは、規則第六十九条の四（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する特約に係る塡補方式をいう。

五　「赤潮特約」とは、法第百二十三条第二項ただし書（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の特約をいう。

（法第百二十二条第二項の農林水産大臣が定める基準共済掛金率）

第二条　養殖共済のうち法第百十五条第一項の政令で定めるもの以外のものに係るものの法第百二十二条第二項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の基準共済掛金率（次項及び第三項に規定するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ塡補方式によりそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

区分			養殖業の種類	単位漁場区域の属する水域	期間	塡補方式				
						通常塡補方式	全病害不塡補方式	特定病害不塡補方式	病害低塡補方式	
						%	%	%	%	
一区			かき養殖業	全ての水域		一一・四六	五・二〇		七・三二	
二区			一年貝真珠養殖業	一区		三・四四	〇・九五		二・三五	
一区				二区		六・四三	〇・九五		三・九六	
二区			二年貝真珠養殖業	一区		三・四四	〇・九五		二・三五	
				二区		六・四三	〇・九五		三・九六	
三区			小割り式一年魚はまち養殖業	三区	短期	四・一五	〇・七八	〇・九五	二・九八	
					長期	四・二三	〇・七九	〇・九六	三・〇四	
四区				四区	短期	五・八一	〇・七八	〇・九五	四・〇二	
					長期	五・九二	〇・七九	〇・九六	四・一〇	
五区				五区	短期	七・六九	一・〇三	一・二六	五・三二	
					長期	七・八四	一・〇五	一・二八	五・四二	
六区			小割り式二年魚はまち養殖業	六区	短期	一・九九	〇・六四	〇・七七	一・五六	
					中期	二・三六	〇・七六	〇・九二	一・八五	
					長期	二・四八	〇・七九	〇・九六	一・九四	
七区				七区	短期	三・九六	〇・八四	一・〇三	二・八九	
					中期	四・七一	一・〇〇	一・二二	三・四三	
					長期	四・九五	一・〇五	一・二八	三・六一	